

平成23年度長崎県食品ウォッチャー活動報告について

消費者を「長崎県食品ウォッチャー」として委嘱し、食品表示等に関して不適正な食品の情報提供を受け、改善していく制度をおこなっていますが、平成23年度の報告による活動内容を取りまとめましたのでお知らせします。

記

1 食品ウォッチャーの委嘱数

県内 148名（女性：134名、男性：14名） H23年5月1日委嘱時

2 活動内容

日常の買い物活動の中で食品表示等に関するモニタリングを行い、問題があった場合に情報提供。

モニタリングの結果について定期的に報告（年3回）。

県が開催する「食品ウォッチャー研修会」（年2回）への参加。

3 活動結果

食品表示状況等に関する情報提供内容

情報提供件数60件（平成23年5月～平成24年3月）

食品分類						情報区分					結果	
食肉・卵	水産物	野菜 米・果	加工品	その他	合計	表示	添加物	異物混入	健康不安	その他	調査・指導	調査不要
4	3	12	39	2	60	51	0	1	0	8	37	23

関係法による分類				
食品衛生法	JAS法	景品表示法	その他	合計
28	26	2	4	60

定期報告の概要

調査期間	5月～3月5日
調査店舗数	延べ25,778店舗
調査品目と点数	延べ155,864点（生鮮食品74,544・加工食品81,320）

4 主な情報提供と対応内容

総数 60件

疑問点	対応・処理内容
<p>とうふの保存方法(要冷蔵10以下)が守られていない。</p>	<p>要冷蔵で10以下での保存は、メーカーの指定でもあり、これを守ることにより、賞味期限が意味のあるものとなっていることを説明し、製品に表示してあるとおりに販売を行うよう、販売事業者を指導しました。</p>
<p>ももの原産地表示が欠落している。</p>	<p>調査時、外箱に産地が記載してあることを確認しました。生鮮食品の表示の方法として、袋に表示する以外に、立て札などポップで表示してもかまいません。また仕入れの箱などに正しい原産地の表示があれば、そのまま利用できます。</p>
<p>もやしに賞味期限の表示は必要ないのか。</p>	<p>もやしは生鮮食品なので、名称と原産地の表示が必要になります。賞味期限については、記載の義務はありませんが、もやし業界の取り組みの中で、賞味期限を記載しようという動きが一部にあるようです。</p>
<p>賞味期限が切れた商品が販売されていた。(その場で店員には伝えた。)</p>	<p>賞味期限切れの商品の撤去については十分に注意して実施するよう事業者を指導しました。</p>
<p>透明のビニール袋で封がされていない状況で売られていた「ゆで干し大根」について、金額だけのラベルでいいのか。</p>	<p>「ゆで干し大根」は加工食品になりますが、加工食品には、表示を省略できる場合があります。左記のように封がされていないものや、容器包装に入れられていないもの、対面販売において1日の販売量の範囲内においてあらかじめパックしたものなどは、表示を省略できることになっております。</p>
<p>パック詰め鶏卵に保存方法と使用方法の記載がない。</p>	<p>保存方法・使用方法について表示するよう指導しました。使用方法としては、例えば「生食の場合は賞味期限内に使用し、賞味期限経過後は十分過熱調理してください」といった記載が必要になります。</p>